

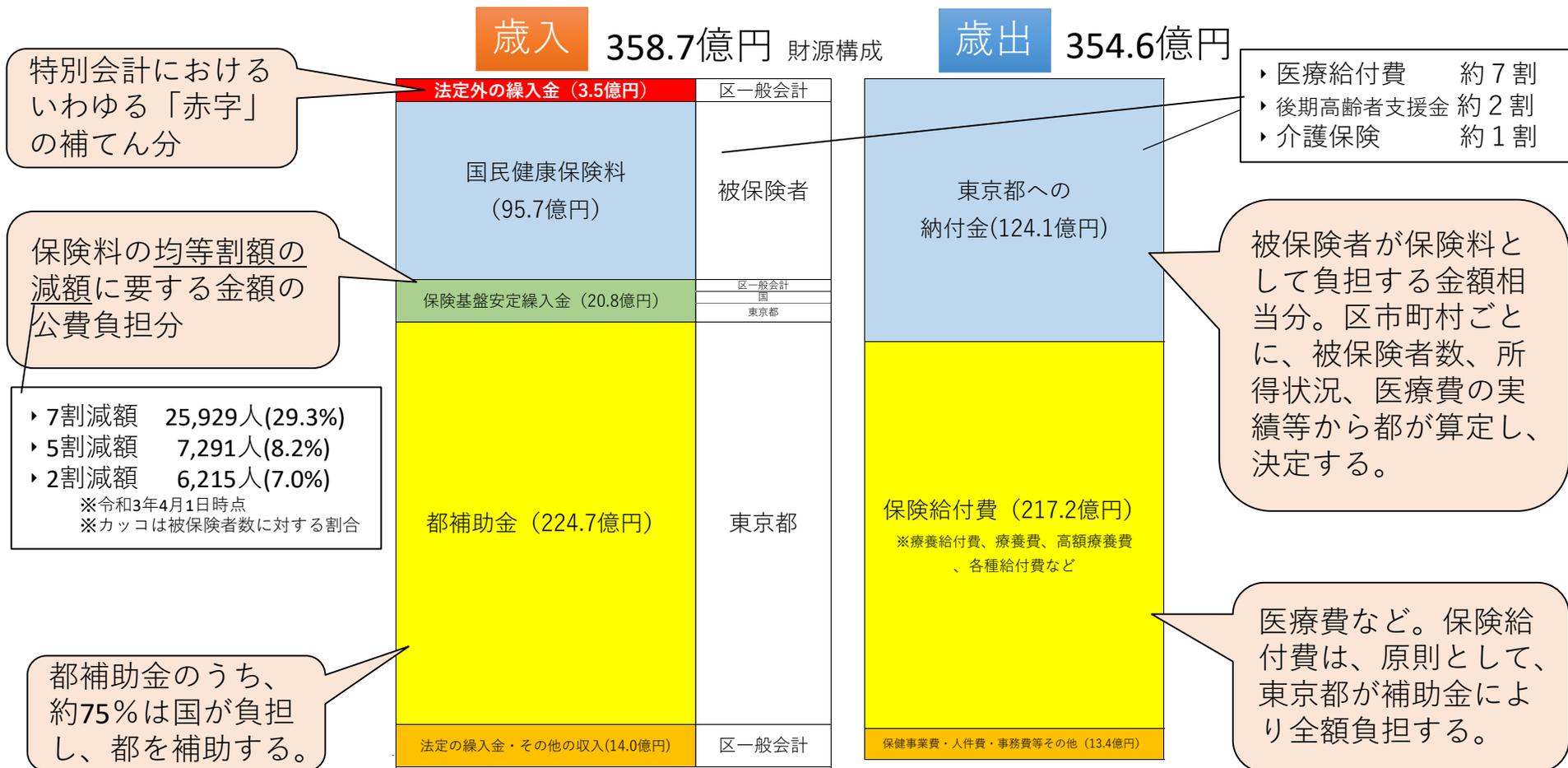
令和4年度
第1回新宿区国民健康保険運営協議会
報告事項資料②

2 新宿区国民健康保険の現状と課題

令和4年12月17日
新宿区健康部医療保険年金課

2 新宿区国民健康保険の現状と課題

1. 国民健康保険特別会計 令和3年度決算と財源構成



- 前年度よりも会計規模が歳出で1.5% (約5.2億円) の増であり、保険給付費の大幅な増加(前年度比較: 約16.7億円、8.3%)が影響している。
- 歳入・歳出の差額約4億円は令和4年度会計に繰越し、都補助金の精算を行っている。

2 新宿区国民健康保険の現状と課題

2. 保険給付の現状と医療費削減の取り組み

◇医療費【療養給付費】(令和3年度) ※数値は医療費総額から徴収金を控除した額

	2021年度	2020年度	増減	増減率
1人当たり医療費	295,858円	262,555円	33,303円	12.7%
1件当たり医療費	22,443円	22,420円	23円	0.1%

☞詳細は、「国民健康保険事業概要」14ページ

◇療養費・高額療養費(令和3年度)

	2021年度	2020年度	増減	増減率
1人当たり療養費	4,412円	4,002円	410円	10.2%
1人当たり高額療養費	30,452円	27,453円	2,999円	10.9%

☞詳細は、「国民健康保険事業概要」15・16ページ

◇その他の給付(令和3年度)

	2021年度	2020年度	増減	増減率
出産育児一時金	307件	361件	△54件	△15.0%
葬祭費	312件	303件	9件	3.0%
結核・精神医療給付金	22,724件	21,914件	810件	3.7%

☞詳細は、「国民健康保険事業概要」17ページ

医療費削減の取り組み

レセプト内容点検・資格点検の強化

- ▶ 医科と調剤のレセプトを突合し、医薬品の適応や投与量等の点検を行う(突合点検)
- ▶ 過去6月分のレセプトについて重複請求や回数制限のあるものなどの点検を行う(縦覧点検)
- ▶ レセプト内容点検被保険者一人当たり財政効果2,053円R2(前年度2,320円)

☞詳細は「現状と取組み」12ページを参照

国保データヘルス計画に基づく取組み

- ▶ ジェネリック医薬品差額通知
ジェネリック医薬品にした場合の軽減額を被保険者に個々に通知して利用促進を図る。
利用率は、数量では69.1%、金額では43.4%。
- ▶ 「生活習慣病治療中断者への受診勧奨事業及び受診行動適正化事業」：報告事項資料1(1)
- ▶ 「糖尿病性腎症等重症化予防事業」：報告事項資料1(2)
- ▶ 「残薬調整バッグ事業」：報告事項資料1(3)
☞詳細は「国民健康保険事業概要」26,27ページ及び「現状と取組み」7~10ページを参照

- 年々被保険者数が減少していること、新型コロナウイルス感染症の関係により医療費が増加していることにより、1人当たり医療費、療養費、高額療養費が前年度よりも増加していると考えられる。
- レセプト点検については、特別区全体の1人当たり財政効果額は2,088円であり、新宿区の2,053円は、23区中8位である。

2 新宿区国民健康保険の現状と課題

3. 保険料率の算定方法

医療分、介護納付分、後期支援分それぞれで算定

※賦課割合

所得割と均等割の割合は、全国平均所得水準の場合、50：50とし、特別区の所得水準と比較し割合を調整すると特別区は、58：42となる。

A 東京都が算定・決定する納付金の特別区（23区）合算額

B 特別区独自の激変緩和措置後の納付金
(A × 97.3%)

C 賦課総額
(B - 法に基づく補助金等)

D 所得割分
(C × 58%)

E 均等割分
(C × 42%)

※賦課割合 58：42（都R4本算定値より）

特別区独自の激変緩和措置額。令和4年度の激変緩和割合は97.3%であり、納付金総額の2.7%の「法定外繰入金」を予め見込んで保険料率を算定している。

保険者努力支援、出産育児一時金、特定検診等負担金など、法に基づく補助金等を賦課総額から除く。

所得割保険料率の算定方法

$$\text{所得割分 D} = \frac{1 \text{人あたり平均所得金額}}{\text{特別区の被保険者数}} \times \text{保険料率}$$

方程式を整えると...

$$\text{保険料率} = \frac{\text{所得割分 D}}{\left(\frac{1 \text{人あたり平均所得金額}}{\text{特別区の被保険者数}} \right)}$$

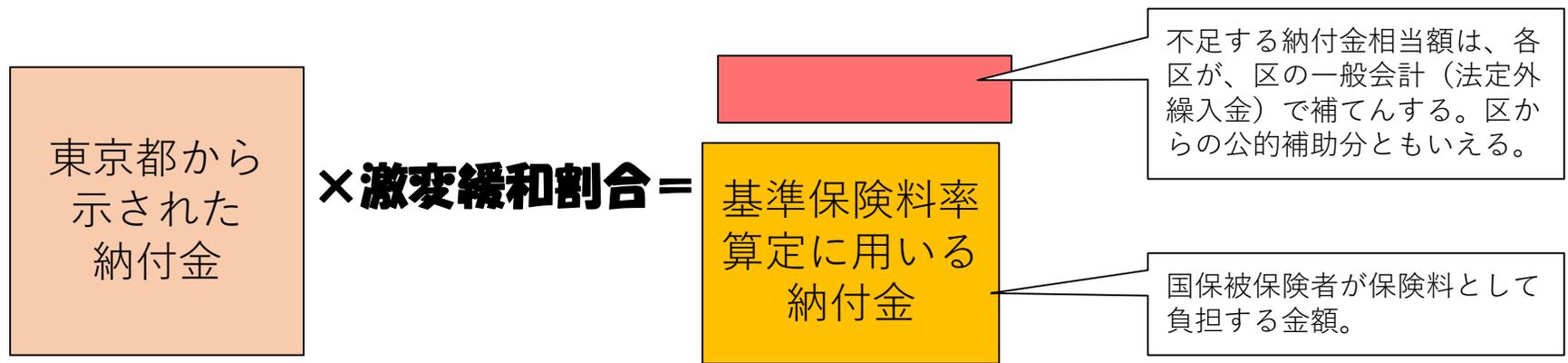
均等割保険料の算定方法

$$\text{均等割保険料} = \frac{\text{均等割分 E}}{\text{特別区の被保険者数}}$$

- 保険料率・均等割保険料は、「被保険者数」、「1人あたり平均所得金額（賦課限度額控除後の国保保険料算定に用いる所得の平均金額）」の推測値に基づいて、上記の計算式で算出される。
- 保険料負担を現在よりも小さくするためには、東京都の納付金算定の根拠である医療費を削減すること、及び、上記の「金額A・C」に影響がある公費（補助金等）が増額されることが必要である。

4. 特別区独自の激変緩和措置について

- 平成30年度から、都道府県は国民健康保険事業の財政責任主体として位置づけられ、区市町村間の医療費水準や所得水準に基づき、区市町村ごとの納付金を配分し、その納付金を納めるために必要な国保事業費納付金を決定、標準保険料率を公表することとなった。この納付金制度方式では、給付費総額の増減や都内他市町村の状況で保険料の急増が見込まれ、特別区では法定外繰入金の縮減・解消を目指すため、国が示した激変緩和期間である6年間を目途に特別区独自の激変緩和措置を導入し、保険料の急激な上昇とならないように取り組んでいる。
- 令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う特殊な社会情勢に鑑み、「97%」ではなく、「96%」に据え置く負担抑制を行った。令和4年度は、感染症拡大の影響と考えられる医療費の急増に対する負担抑制策として特例的な一般財源の投入（特別区全体で106億円）を行うこととしたため、特別区独自の激変緩和措置は計画通り令和5年度で終了できるよう、97.3%とした。

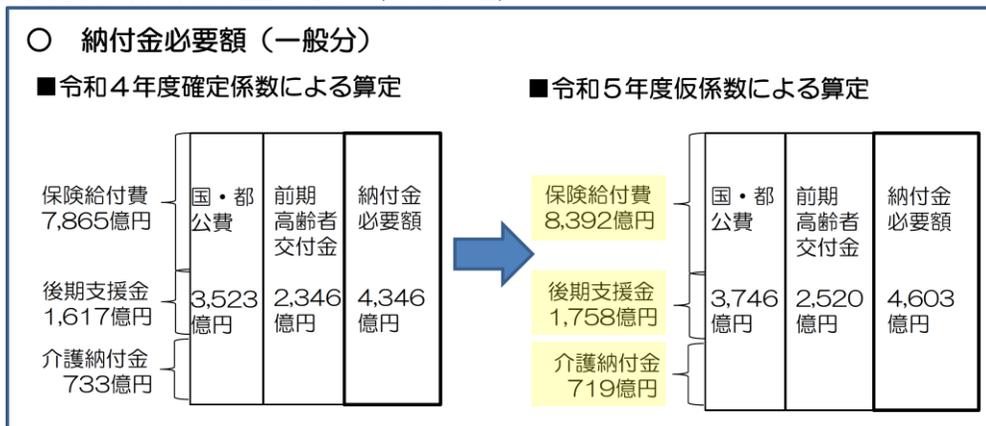


	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
激変緩和割合	94%	95%	96%	96%	97.3%	98.6%

2 新宿区国民健康保険の現状と課題

5.令和5年度「仮係数」に基づく納付金算定(東京都算定)

○東京都納付金総額（仮算定）



○新宿区納付金総額（仮算定）

事項	R4算定 (確定係数)	R5算定 (仮係数)	差	伸び率
被保険者数(医療・後期)	83,146人	85,462人	2,316人	2.8%
納付金総額	133.4億円	151.7億円	18.2億円	13.7%
1人当たり納付金額	160,468円	177,465円	16,997円	10.6%

事項	R4算定 (確定係数)	R5算定 (仮係数)	差	伸び率
被保険者数(医療・後期)	267万4千人	259万3千人	▲8万1千人	▲3.0%
給付費総額	7,865億円	8,392億円	527億円	6.7%
1人当たり給付費等	294,173円	323,688円	29,515円	10.0%
納付金総額 ※	4,346億円	4,603億円	257億円	5.9%
1人当たり納付金額 ※	189,368円	204,632円	15,264円	8.1%

※医療・後期・介護ごとに算出し、合算した金額
令和4年度第1回東京都国民健康保険運営協議会資料より

- 左の図表は、国が示した令和5年度の「仮係数」を用いて東京都が算定した納付金総額等の結果と前年との比較。
- 東京都の被保険者数は3.0%減少（前年度3.1%減）しているが、1人当たり給付費が10.0%の増（前年度5.4%増）であり、納付金総額は5.9%増（前年度6.1%増）と急激に拡大すると推計している。1人あたり納付金額も8.1%（前年度8.2%増）の大幅増と推計している。
- 保険給付費、後期支援金が大幅に増加している一方、介護納付金は微減。
- 右側の表は、新宿区の前年比較。被保険者数は増えており、仮算定に基づく「1人当たり納付金額」は10.6%の大幅な増加である。

6.令和5年度1人当たり保険料の算定結果(東京都算定)

○令和5年度仮係数に基づく1人当たり保険料算定額と
令和4年度確定係数に基づく1人あたり保険料算定額の比較

	令和5年度仮係数に 基づく保険料算定額	令和4年度確定係数に 基づく保険料算定額	伸び率
東京都	181,949円	167,042円	8.9%
新宿区	185,815円	167,227円	11.1%

※法定外繰入による軽減を行っていないと仮定した保険料額であり実際の保険料額とは異なる。
※介護保険第2号被保険者（40～64歳）の平均保険料を算定したものであり、全被保険者の平均
保険料の算定とは異なる。

令和4年度第1回東京都国民健康保険運営協議会資料より

- 令和4年度と令和5年度の1人当たり保険料の試算を比較すると、伸び率は、東京都が8.9%増、新宿区は11.1%増と、大幅に増加する試算となっている。
- 前年度の仮算定による試算では、対前年度伸び率は東京都9.4%、新宿区10.1%であった。
- 保険料均等割軽減など、公費投入分が減額されていない「1人当たり保険料」であるが、この数値の前年度との比較から、被保険者数、医療費、所得の動向を踏まえた令和5年度保険料率を推測することができる。仮係数に基づく算定によると保険料は9～11%程度上昇することになる。